

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	保険会社等の異常危険準備金(消費生活協同組合等) (国税)(法人税:義)
2	租税特別措置等の内容	消費生活協同組合等が、各事業年度において、責任準備金の積み立てにあたり、火災共済等の異常災害損失の補てんに充てるため、当該年度の正味収入共済掛金の一定割合(火災共済2.5%、自然災害共済15%)に相当する額以下の金額を準備金として積み立てたときは、当該積立金の損金算入を認める。 この準備金は、積立後10年を経過した場合にはその積立額と[(異常危険準備金の金額+当期の積立額)-当年度正味収入掛金等×洗替保証率]のいずれか少ない金額を取り崩して益金に算入する。
3	担当部局	厚生労働省社会・援護局地域福祉課消費生活協同組合業務室 厚生労働省健康局生活衛生課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和28年度 創設 昭和40年度 消費生活協同組合等及び生活衛生同業組合等について適用。 現在に至る。
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 共済契約者を保護するために健全な運営を確保する。通常の危険率を超える損害が発生した場合でも、十分に異常危険準備金を積み立てることにより財務基盤を確保することで、消費生活協同組合等が共済契約者に円滑かつ確実に共済金を支払えることを目的とする。
	① 政策目的及びその根拠	《政策目的の根拠》 消費生活協同組合法は、国民の自発的な生活協同組織の発達を図り、国民生活の安定と生活文化の向上を期することを目的とする。 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(以下「生衛法」という。)は、公衆衛生の向上及び増進に資し、国民生活の安定に寄与することを目的とする。 各法において、責任準備金の積立てが義務づけられており、責任準備金の一つである異常危険準備金については、同法施行規則において共済契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて計算した金額を積み立てなければならないこととしている。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	(消費生活協同組合等) 基本目標Ⅶ ナショナル・ミニマムを保障し、利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること 施策大目標2 地域社会のセーフティーネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること 施策目標1 地域社会のセーフティーネット機能を強化し、地域の要援護者

			<p>の福祉の向上を図ること (生活衛生同業組合等)</p> <p>基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標2 生活衛生の向上・推進を図ること 施策目標1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 共済契約者を保護するために健全な運営を確保する。通常の危険率を超える損害が発生した場合でも、十分に異常危険準備金を積み立てることにより財務基盤を確保することで、消費生活協同組合等が共済契約者に円滑かつ確実に共済金を支払えることを目的とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 消費生活協同組合等における異常危険準備金積立残高等 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 消費生活協同組合等が十分に異常危険準備金を積立て、共済契約者である組合員に円滑かつ確実に共済金を支払うことで、契約者保護に寄与する。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>(消費生活協同組合等) 平成26年度 46組合 平成25年度 45組合 平成24年度 46組合 平成23年度 45組合 平成22年度 42組合 ※ 23年度以降は、火災共済又は自然災害共済を行う延べ組合数 ※ 22年度と23年度以降については、集計方法が異なるため、単純に比較することはできない。 (出所:租税特別措置法調査)</p> <p>(生活衛生同業組合等) 全国理容生活衛生同業組合連合会(47組合)</p>
		② 減収額	<p>平成26年度 2,366百万円 平成25年度 2,388百万円 平成24年度 2,354百万円 平成23年度 2,407百万円 平成22年度 1,241百万円 ※ 当該年度の「異常危険準備金積立で損金算入した額」と「法人実効税率」から単純に推計しており、積立金取崩による益金算入を考慮していない。 (租税特別措置調査結果より、厚生労働省において推計)</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成22年度～26年度) 本措置により、順調に異常危険準備金の積立てが行われている。 ○異常危険準備金積立残高 (消費生活協同組合等) 252,983百万円(平成26年度) 231,520百万円(平成25年度) 213,984百万円(平成24年度) 192,678百万円(平成23年度) 166,771百万円(平成22年度)</p>

			<p>(出所:租税特別措置調査)</p> <p>(生活衛生同業組合等)</p> <p>37.3 百万円(平成 26 年度)</p> <p>37.3 百万円(平成 25 年度)</p> <p>38.7 百万円(平成 24 年度)</p> <p>40.5 百万円(平成 23 年度)</p> <p>42.6 百万円(平成 22 年度)</p> <p>(出所:(一社)全国生活衛生同業組合中央会調べ)</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度～26 年度)</p> <p>本措置により、順調に異常危険準備金の積立てが行われている。また、東日本大震災等の異常自然災害に対する準備金としての機能を果たした。</p> <hr/> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 22 年度～26 年度)</p> <p>本措置により、順調に異常危険準備金の積立てが行われており、また、東日本大震災の発生時においても共済金の確実な支払いに資しているものであり、準備金積立時における一時的な税収減を是認する効果があったものと考えられる。※</p> <p>なお、巨大災害による共済金支払いのための積立金の取崩額や積立後 10 年を経過した積立金は、益金に算入されることから、長い期間で見ると実質的には税収減とはならない。</p> <p>※ 平成 21 年度末において異常危険準備金が 1,823 億円積み立てられていたところ、東日本大震災が発生した平成 22 年度においては異常災害損失により異常危険準備金を 218 億円取り崩している。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本租税特別措置は、通常の危険率を超える損害が発生した場合でも、十分に異常危険準備金を積み立てることにより財務基盤を確保することで、消費生活協同組合等が共済契約者に円滑かつ確実に共済金を支払えることを目的としている。</p> <p>異常危険準備金の積立時の税負担を軽減することで、異常災害の発生に備えるための適正な水準の準備金の積立てを促進する効果があり、政策目的を実現する手段として適切である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>異常危険準備金については、消費生活協同組合法及び生衛法に基づき、各事業年度の積立てに係る最低限の義務付けを行っているが、必要な積立残高に早期に達するためには、より積極的な積立てを行っていくことが必要であることから、本措置による支援が必要である。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>全国各地で生じる異常災害に対し、被災者の生活及び経済活動の復旧に必要となる円滑かつ確実な共済金の支払いに資するものであることから、地方公共団体が一定の協力を行うことは妥当である。</p>

10	有識者の見解	—
11	評価結果の反映の方向性	引き続き、本租税特別措置の実施により、適正な水準までの異常危険準備金の積み立てを促進していく。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 22 年 8 月